

議第100号

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年4月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「および付則第4項」を削る。

付則中第10項を第13項とし、第7項から第9項までを3項ずつ繰り下げる。

付則第6項中「次項」を「付則第12項」に改め、同項を付則第9項とする。

付則中第4項を削り、第5項を第4項とし、同項の次に次の4項を加える。

- 設置者は、当該幼保連携型認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する職員については、当分の間、小学校教諭または養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者（現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭または養護教諭として従事している者を除く。以下この項および付則第8項において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって別表第2項第3号に規定する副園長、教頭、保育教諭等、助保育教諭または講師に代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者を法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程（付則第7項において「教育課程」という。）に基づく教育に従事させる場合には、同号に規定する直接従事職員の補助者としなければならない。
- 別表第2項第3号ただし書の規定は、当分の間、適用しない。この場合において、同号の規定により算定した同号に規定する直接従事職員の数が1人となるときは、設置者は、当該直接従事職員に加えて、保育教諭と同等の知識および経験を有すると知事が認める者または他の同号に規定する直接従事職員を1人置かなければならない。
- 設置者（開園時間が1日につき8時間を超える幼保連携型認定こども園であって、当該開園時間を通じて必要となる別表第2項第3号に規定する直接従事職員の総数が、利用定員を同号

の園児の数とみなして同号の規定により算定した数を超えることとなるものを設置する者に限る。)は、当該幼保連携型認定こども園における同号に規定する直接従事職員については、当分の間、当該開園時間を通じて必要となる同号に規定する直接従事職員の総数から利用定員を同号の園児の数とみなして同号の規定により算定した数を差し引いて得た数の範囲内で、保育教諭と同等の知識および経験を有すると知事が認める者をもって代えることができる。この場合において、その者を教育課程に基づく教育に従事させる場合には、同号に規定する直接従事職員の補助者としなければならない。

8 付則第5項および前項の規定を適用する場合における小学校教諭等免許状所持者ならびに保育教諭と同等の知識および経験を有すると知事が認める者の総数は、別表第2項第3号の規定により算定される同号に規定する直接従事職員の数の3分の1以下の数としなければならない。

別表第1項第14号イの表中「同条第3項第2号、第3号および第9号」を「同条第3項第3号、第4号および第10号」に、「外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他排煙上有効なものに限る。）を有する付室を通じて連絡されている場合」を「付室を通じて連絡されている場合（屋内と階段室とが付室を通じて連絡されている場合にあつては、階段室または付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものまたは国土交通大臣の認定を受けたものである場合に限る。）」に改め、別表第2項第3号中「（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同号ただし書中「開園時間」を「教育および保育を行う時間」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1項第14号の改正規定は、平成28年6月1日から施行する。